

[事案 28-121] 死亡保険金支払等請求

・平成 29 年 3 月 17 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

告知義務違反により契約の解除および死亡保険金および死亡保険金に対する遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した定期保険について、以下の理由により、告知義務違反を理由とする契約の解除を撤回し、死亡保険金およびこれに対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)平成 25 年 8 月の人間ドックの指摘事項は告知義務の対象外である。
- (2)平成 25 年 10 月から 11 月の通院は、実際に通院したのは 2、3 日しかなく、告知義務の対象外である。
- (3)被保険者の配偶者が、募集人に対して、「健康診断・人間ドックの結果が D で、被保険者が別の生命保険会社の保険には入れなかった」と告げた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 25 年 8 月の人間ドックで、「血液検査（脂質）については、病院受診が必要」、「尿検査（蛋白）、血液検査（肝機能）については、再検査が必要」と指摘されたにもかかわらず告知しなかったことは、告知義務に反する。
- (2)平成 25 年 10 月から 11 月に通院治療を受けたにもかかわらず告知しなかったことは、告知義務に反する。初診日から終診日までの期間は、7 日間以上である。
- (3)被保険者の配偶者が、募集人に対して、「健康診断・人間ドックの結果が D で、被保険者が別の生命保険会社の保険には入れなかった」と告げたという事実はない。
- (4)告知していなかった事実と死亡との因果関係が否定できないので、保険金支払対象外である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時において募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、契約前後の状況を確認するため、申立人（申立人が法人のため、現在の代表者）および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の解除の無効および死亡保険金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。